

第2次白山市地域福祉計画

平成29年度～33年度
概要版



思いやりのこころでつなぐ
白山のK I Z U N A～絆～

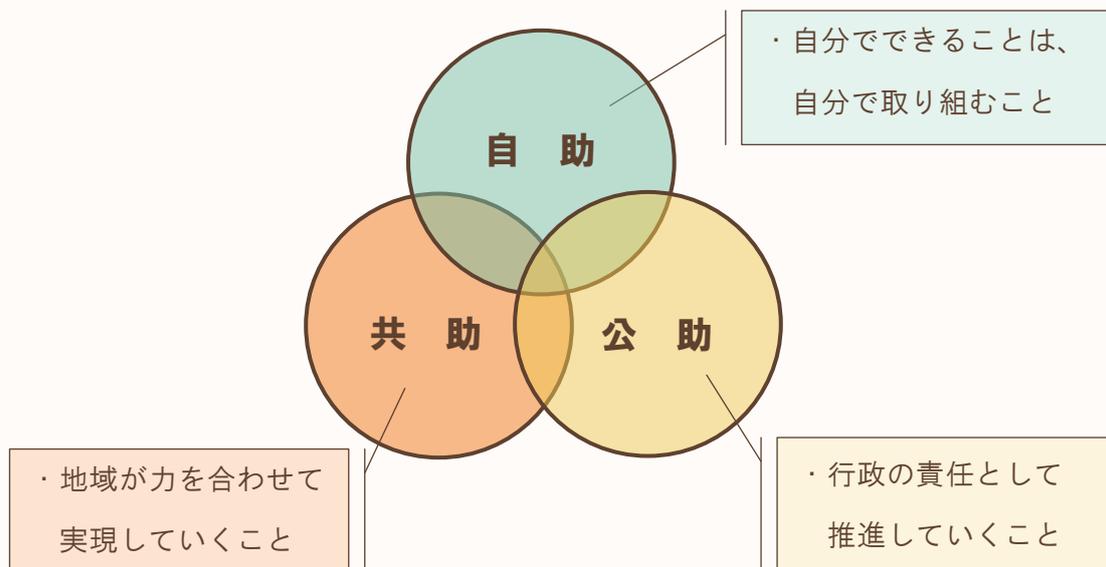
平成29年3月

白山市



地域福祉の考え方

- 今日の地域で生じる課題は多様化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。地域における人と人とのつながりや、地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助」・「共助」の視点から地域福祉施策を推進していくことが必要です。
- また、現在、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭への福祉施策は、それぞれの分野の制度の下で充実されつつありますが、地域福祉の分野では、これらの分野別施策だけでは充足できない福祉課題を扱っていくことも重要なテーマとなります。そうした「公助」としての機能の充実を図っていくことも重要です。
- 支援が必要な方々の生活上の問題や悩みに対して、地域住民一人ひとりの主体的な参加や活動である「自助」、町内会や社会福祉事業者やボランティア、NPOなどによるサービスである「共助」、さらには行政の公的サービスである「公助」が連携し互いに力を発揮しあい、安心できる地域社会を実現していくことが、地域福祉のめざすところです。



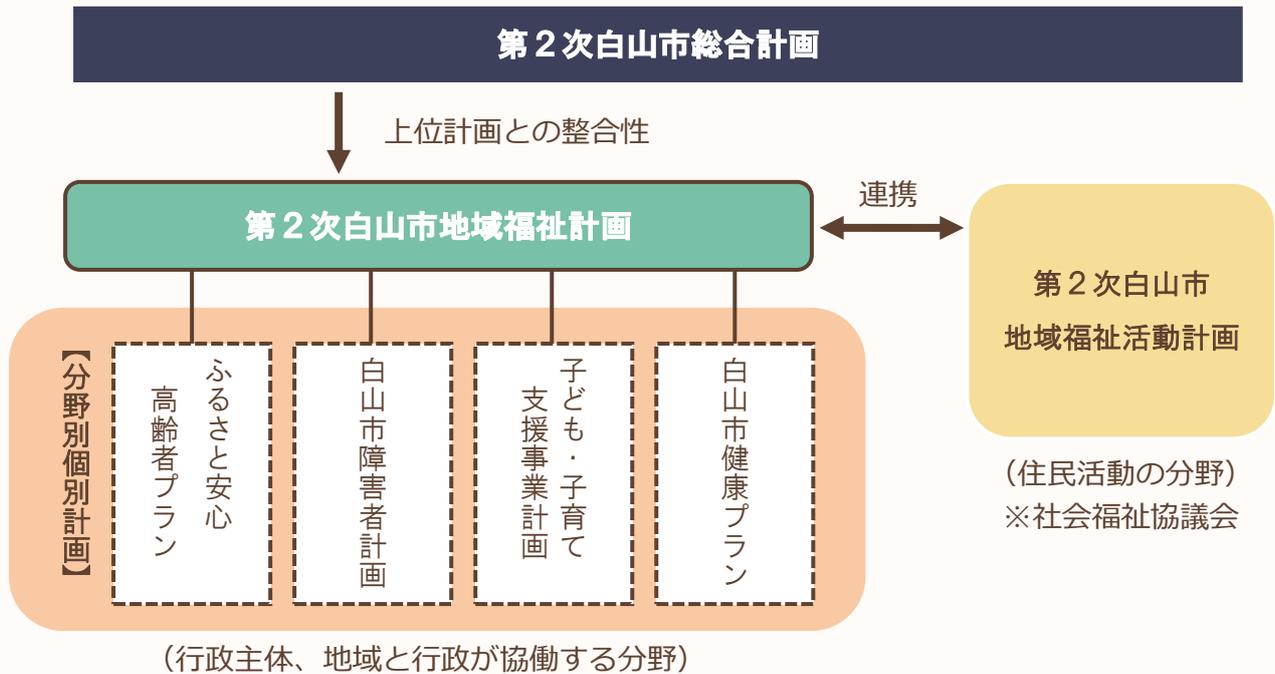
計画の目的

- 少子高齢化や核家族化など、家庭や地域での生活環境が著しく変化していく中、地域住民が地域の生活課題を見つけ出し、お互いに助け合い、協力しながら、課題の解決をめざしていくことができる**福祉コミュニティを確立**していくことが必要となります。
- そのために行政と住民や地域社会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などがそれぞれの役割を発揮し、相互連携と協働により様々な生活課題を解決できるよう取り組んでいくための仕組みづくり、「**地域福祉**」を推進するため、この計画を策定しました。

計画の位置づけ

- 本計画は、**白山市総合計画**を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障害者などすべての人を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すとともに、白山市社会福祉協議会が策定する「**白山市地域福祉活動計画**」と相互に連携がとれた計画とします。

【関連計画との整理イメージ】



計画の期間

- 計画は、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標年次とする**5年間の計画**とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	年度
← 第1次白山市地域福祉計画 →						← 第2次白山市地域福祉計画 →					

計画の基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山のK I Z U N A ~絆~

計画の基本目標

- 白山市における地域福祉推進のため、隣近所などの「身近な地域」、小学校区等を中心とした「地域活動圏域」、広域的な「日常生活圏域及び全市」それぞれに応じた取り組みを進めていくことを基本目標としています。

【基本目標のイメージ】



① 人と人とのつながりを深めよう

- ・ 隣近所と顔が見える関係の地域をつくる
- ・ 身近な地域での助け合いが日常的に行われている地域をつくる
- ・ 地域の人とたくさんの交流機会がある地域をつくる

② 一人ひとりが主役の地域活動を進めよう

- ・ 地域福祉を自分の身の周りの問題として捉えるまちをつくる
- ・ 自ら進んで地域福祉に関わる気運を高める
- ・ 共助による地域福祉の活動が行いやすい環境をつくる

③ 誰もが安心して暮らせる仕組みを充実させよう

- ・ 誰もが安心して、いつまでも身近な地域で住み続けられるまちをつくる
- ・ 福祉に関する悩みや困りごとを一人で抱えないまちをつくる
- ・ 見守り・助け合いがしやすい仕組みを整える



施策の体系

基本理念

思いやりのこころでつなぐ 白山のKIZUNA ～絆～

基本目標

基本方針

施策の方向

1 人と人との つながりを 深めよう	(1)隣近所との つながりを深める	・顔の見える地域づくりを促進します
	(2)地域での 交流を進める	・地域住民が互いに認め合い、支え合いの意識を育みます ・地域における世代を超えた居場所づくりを進めます ・地域間交流を促進します
2 一人ひとりが 主役の地域活動を 進めよう	(1)身近な地域活動を 充実する	・町内会活動を活性化します ・地域活動団体の活動を支援します ・地区社会福祉協議会を支援します
	(2)ボランティア・ NPO活動等を広める	・ボランティア・NPO活動等への支援を充実します ・ボランティアの育成を進めます
	(3)地域福祉活動を 担う人を育てる	・学校における福祉教育を進めます ・福祉に関する学習機会を提供します ・健康づくりを促す機会を提供します
	(4)誰もが利用しやすい 施設を広げる	・地域活動および総合相談拠点の活動を充実します ・公共施設等におけるバリアフリー化を進めます
3 誰もが安心して 暮らせる仕組みを 充実させよう	(1)情報提供・相談支援の 体制をつくる	・情報提供を充実します ・相談支援体制を充実します
	(2)安心して生活できる 環境を整える	・各種福祉サービスを充実します ・就労支援を充実します
	(3)支援が必要な人を 見守る	・地域住民による見守りネットワークづくりを進めます ・いじめ・虐待・DV防止対策を進めます ・権利擁護の支援体制を構築します ・生活に困難を抱える方への支援を進めます
	(4)緊急・災害時の 助け合いの体制をつくる	・自主防災組織活動を促進します ・要支援者対策を進めます ・緊急・災害時対策を進めます

重点施策

基本目標 2 - (1) 身近な地域活動を充実する

重点施策 1 地域ふれあいサロンの支援

- 主に高齢者を対象として町内会単位で実施している地域ふれあいサロンについては、社会参加の場としての機能及び担い手であるボランティアの育成機能を持っていることから、住み慣れた地域で暮らすための重要な役割を担っています。
- 地域ふれあいサロンの設置**や**運営費の補助**を行うとともに、**世話人の確保**という課題にも目を配り、様々な世代がつながりを持つ場としての機能を強化していきます。



基本目標 3 - (3) 支援が必要な人を見守る

重点施策 2 地域住民による見守りや支援のネットワークの推進

- 少子高齢化や単身世帯の増加、虐待やひきこもり、生活困窮など、地域住民が抱える課題は多様であり、複雑化してきています。そのような状況の中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民が、地域の中で支援が必要な人や世帯を見守ったり、お互いに助け合い、支え合うことで個々の生活課題に対応していく必要があります。このような**地域の住民が主体となる、見守りや支援のネットワークの構築**を、町内会、民生委員児童委員、福祉推進委員など関係機関と連携を図りながら推進していきます。

基本目標3－（3）支援が必要な人を見守る

重点施策3 自立相談支援の充実

- 平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、全ての福祉事務所設置自治体において、**自立相談支援事業等を実施**することになりました。自立相談支援事業等は、制度の運用における目標に「困窮者支援を通じた地域づくり」が掲げられていることから、これからの地域福祉推進の一翼を担うものであると考えることができます。また、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（平成26年3月27日社援発0327第13号）」においても、地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされています。
- そこで、本市では、生活困窮者等の自立相談支援を重点事項として位置づけ、**生活上の困難を抱える方への就労等の自立支援**を重点的に推進します。

基本目標3－（4）緊急・災害時の助け合いの体制をつくる

重点施策4 災害時における支援体制の整備

- 災害時において、障害者、高齢者の避難をいかに支援するかは、命にかかわる重要な問題です。
- 本市では、民生委員児童委員の活動を基に**避難行動要支援者名簿**を作成しています。今後は、どのような体制で情報を管理し、また、利用するかなど、地域住民の理解を得ながら、名簿を活用する方法を明確化していくことが必要不可欠となります。
- また、地域住民同士の助け合い・支え合いによる防災・減災の効果を高めるため、**緊急時・災害時の地域における支援体制づくり**を重点的に推進していきます。



【防災訓練】





計画の推進体制

(1) 地域住民の役割

地域住民は、地域福祉を自分ごととして捉え、地域のつながりを深めるためにはどのようなことができるのか考えることが必要です。地域のつながりを深めることは、自身の生活の質を高めることにも寄与します。

積極的に自らの地域のことを知り、地域活動等の参加により関係をつくることを目指すことが必要です。

(2) ボランティア・事業者の役割

公的な支援だけでは、多様な要支援者の支援ニーズを充足することができません。ボランティアや事業者は、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手です。

福祉の専門性を高め、活動の継続性を維持し、地域福祉の向上に寄与できる取り組みを実施することが求められています。

(3) 市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、民生委員児童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

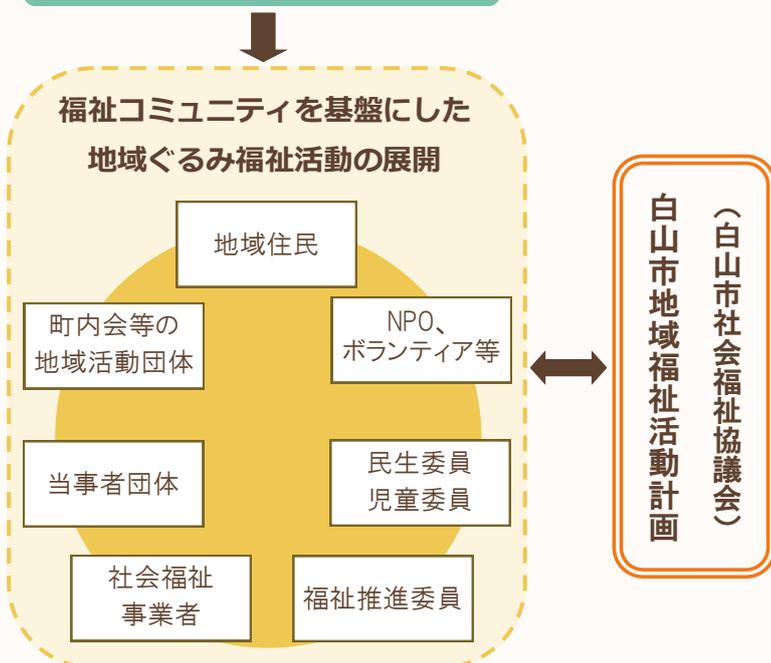
行政と協働で本計画の推進を担うとともに、多様な主体が地域福祉に参画できるようコーディネートを実施したり、地域福祉の取り組みの主体として積極的に参画するリーダーとして活動することが求められます。

(4) 行政の役割

行政は、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、町内会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉推進委員、当事者団体、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。

【各主体の連携による地域福祉の推進イメージ】

「第2次白山市地域福祉計画」



第2次白山市地域福祉計画 (平成29年度～平成33年度)

平成29年3月

白山市 生活支援課
〒924-8688
石川県白山市倉光二丁目1番地
TEL 076-274-9509
FAX 076-274-9519